

〔愛知県石油コンビナート等防災計画・地域編〕

衣浦地区特別防災区域

第2章 碧南市域

令和7年2月修正

目 次
〔衣浦地区特別防災区域〕
第2章 碧南市域

第 1 節 防災組織	碧	1
第 1 現地本部	碧	1
第 2 事業所における防災体制	碧	8
第 3 応援協力体制	碧	12
第 2 節 通報連絡体制	碧	13
第 1 通報系統	碧	13
第 2 情報の収集及び伝達	碧	15
第 3 災害広報	碧	16
第 3 節 救出救護	碧	17
第 4 節 避 難	碧	19
第 5 節 警戒警備	碧	22
第 6 節 緊急輸送	碧	23
第 7 節 交通規制	碧	24
第 8 節 災害別応急対策	碧	29
第 1 屋外タンク貯蔵所における災害	碧	29
第 2 L P ガス貯蔵所及び L P ガス等タンクローリーにおける災害	碧	31
第 3 陸上施設からの海上流出油等	碧	32
第 4 着栈船舶からの海上流出油等	碧	34
第 5 海上火災	碧	34

第2章 碧 南 市 域

第1節 防 災 組 織

第1 現地本部

1 現地本部の組織

(1) 現地本部長及び現地本部員

総論編第3章第3節1「設置基準」に従い碧南市に現地本部を設置する場合における現地本部の組織は、総論編第3章第3節2「現地本部の組織」に定めるほか、次のとおりとする。（図－1）

ア 防災本部長があらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員は、表－1のとおりとする。

イ 災害の規模及び状況に応じて防災本部長が指名する現地本部員は、表－2のとおりとする。

ウ 現地本部に現地本部長を補佐するため、現地本部長補佐を置き、副市長をもってこれに充てる。

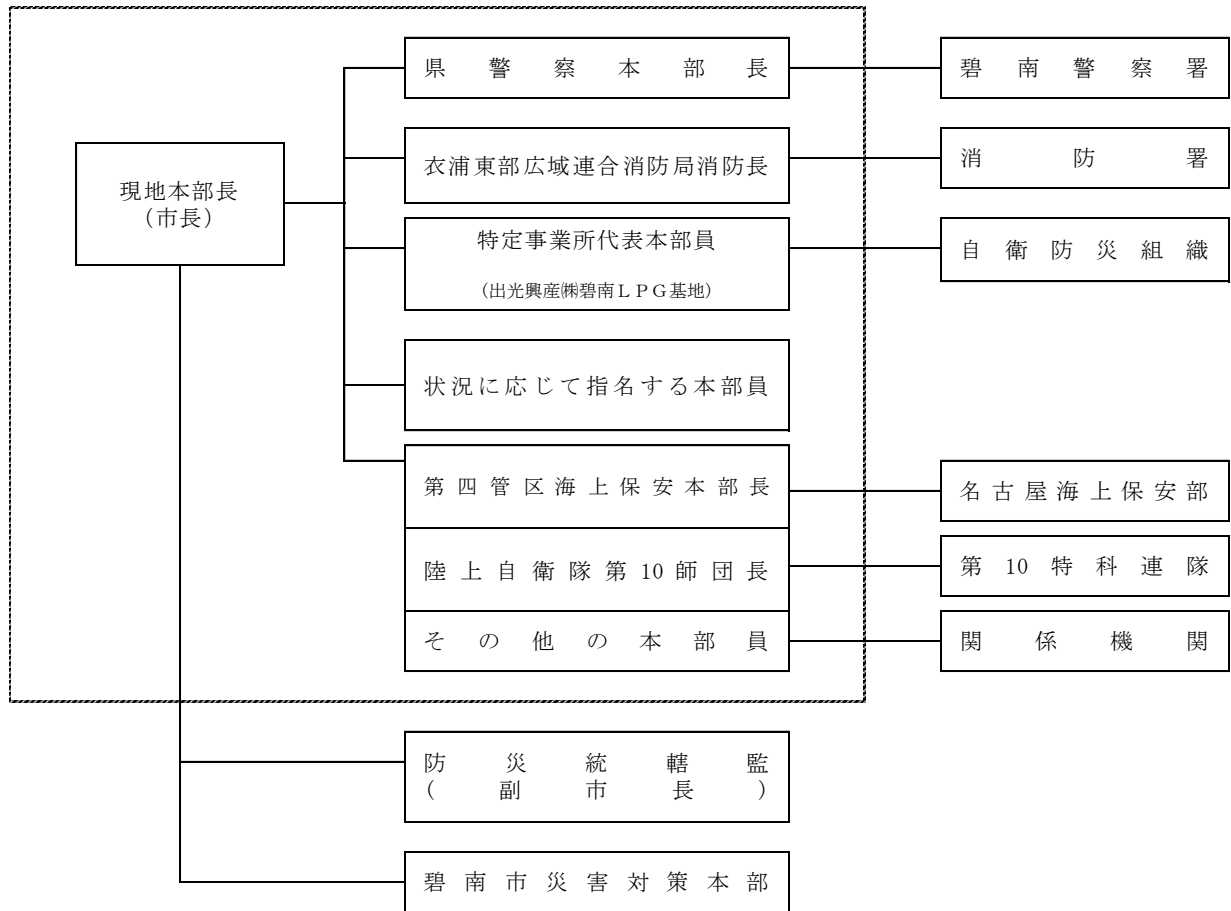
表－1 あらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員

現地本部長	現 地 本 部 員
碧南市長	愛知県警察本部長（代理者 碧南警察署長又はその署長の指名した者） 衣浦東部広域連合消防局消防長 （代理者 所轄消防署長又はその署長の指名した者） 特定事業所代表（出光興産㈱碧南LPG基地所長）

表－2 災害の規模及び状況に応じて指名する者

現 地 本 部 員	指 名 の 基 準
第四管区海上保安本部長	災害が海上に及び、若しくは及ぶおそれのある場合
陸上自衛隊第10師団長	大規模な自衛隊の災害派遣が行われた場合
そ の 他 の 本 部 員	大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、現地本部長が必要と認めた場合

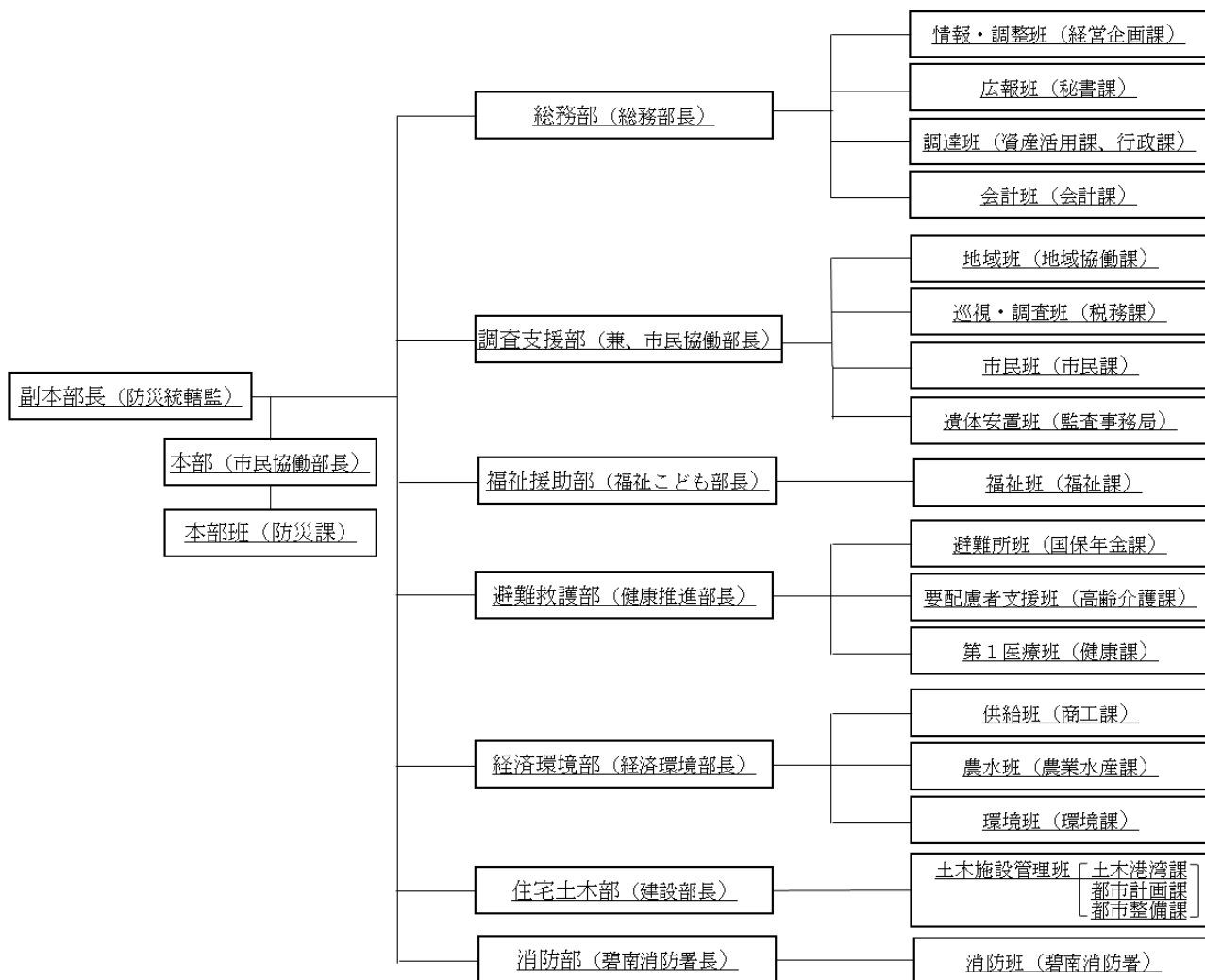
図－１ 現地本部の組織



(2) 碧南市災害対策本部

ア 災害対策本部の組織

- (ア) 現地本部に加え碧南市災害対策本部を置き、碧南市及び衣浦東部広域連合消防局は現地本部の設置及び運営に関し、必要な事務を行う。
- (イ) 現地本部員はその業務を補佐させるため自機関の職員を連絡員として現地本部及び碧南市災害対策本部に同行することができる。
- (ウ) 現地本部を補佐する碧南市災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



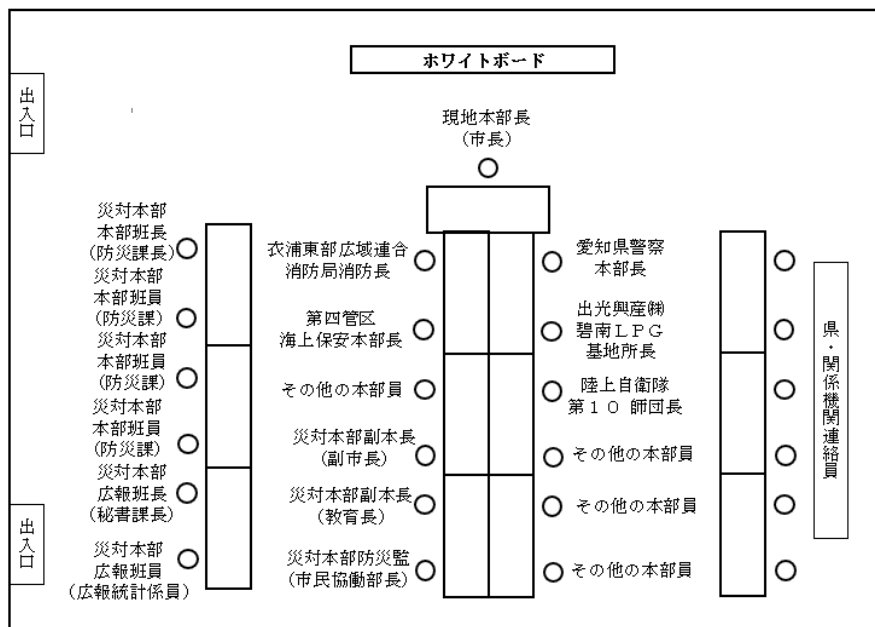
イ 碧南市災害対策本部の各班の所掌事務

班名	所掌事務
本部班	1 班相互間の連絡調整を行う。 2 災害に関する情報を防災本部に対し必要の都度報告する。 3 現地本部の庶務に関するを行う。 4 他の班の所掌に属しないことを行う。
情報・調整班	1 市民からの情報受理及び連絡調整を行う。 2 各機関の実施した防御活動状況の収集取りまとめを行う。 3 気象情報等必要な情報収集及び分析を行う。 4 出動人員、資機材等について取りまとめを行う。 5 各班の作成した資料等の取りまとめを行う。 6 災害に関する情報の整理及び報告を行う。
広報班	1 本部長等の災害地視察を行う。 2 市民への広報を行う。 3 各機関の実施した広報活動状況の収集取りまとめを行う。 4 災害情報の市民への公表を行う。 5 避難命令の伝達を行う。 6 報道機関に提供する災害情報資料等の作成・提供を行う。 7 記録写真の取材、災害に関する情報の記録及び保存を行う。 8 広報活動に関し、必要な事項を各機関に対し連絡調整する。
調達班	1 災害対策予算編成及び資金運用を行う。 2 災害時財政計画の編成、政府機関と調整を行う。 3 各機関の実施した調達状況の収集取りまとめを行う。 4 災害関係の物品の購入及び 各種契約を行う。 5 調達すべき資機材及び緊急輸送車両等の把握を行う。 6 市有車両の非常配車及び配員を行う。 7 応急復旧の輸送全般を行う。 8 調達に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 9 調達資機材一覧表等を作成する。 10 避難者の食糧の確保供給を行う。 11 避難者の衣料等生活必需品の確保供給を行う。 12 災害救助法が適用された場合については「要配慮者の輸送」、「炊き出しその他による食品の供給」及び「被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与」に関する事務を行う。
会計班	1 災害に係る出納を行う。
地域班	1 各機関の実施した警備関係状況の収集取りまとめを行う。 2 警戒、警備及び交通規制に関し必要な事項を連絡調整する。 3 警戒区域、交通規制実施状況表等作成する。 4 住民の安否に係わる情報収集を行う。
巡視・調査班	1 危険区域の巡視を行う。 2 被害状況の確認、取りまとめを行う。
市民班	1 罹災者の相談、要望、苦情等の受付対応を行う。 2 市民の安否確認に関する事務を行う。
遺体安置班	1 衣浦斎園との連絡調整を行う。 2 遺体安置所の設置を行う。 3 遺体安置所までの遺体の搬送の手配を行う。 4 遺体安置所用にシート、毛布、棺、ドライアイス等を調達を行う。 5 警察等の行う遺体の身元確認に対する協力を行う。 6 遺体の遺族への引き渡しを行う。 7 死亡届出の受理、火葬（埋葬）の許可証の交付を行う。 8 自己の資力で埋火葬が困難な遺族に現物支給を行う。 9 身元不明遺体の対応を行う。 10 災害救助法が適用された場合は「死体の搜索及び処理」及び「埋葬」に関する事務を行う。
避難所班	1 避難所の開設並びに維持管理を行う。 2 避難住民の誘導及び収容を行う。 3 避難場所、避難者収容状況等一覧表を作成する。 4 災害救助法が適用された場合は「避難所の供与」に関する事務を行う。
福祉班	1 福祉避難所及び障害者施設との連絡調整 要配慮者支援班と連携する。

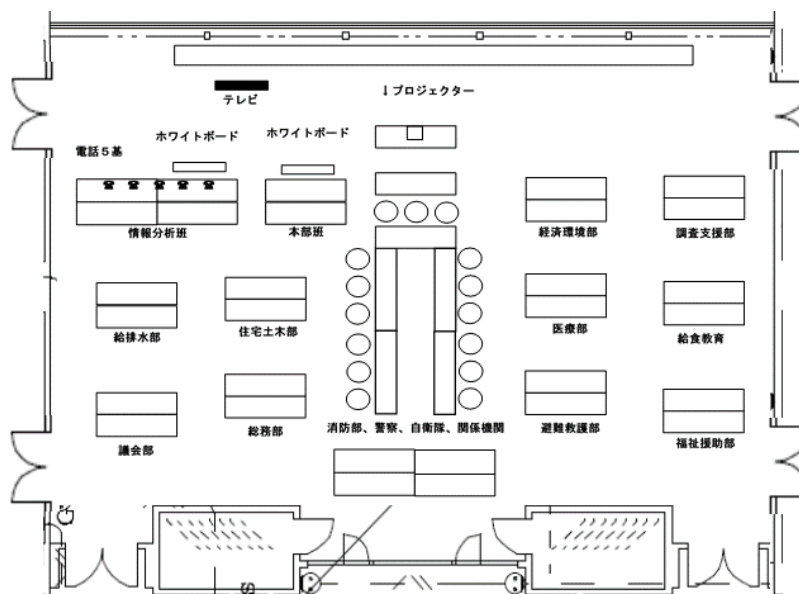
要配慮者支援班	1 要配慮者の避難支援を行う。 2 要配慮者の安否確認の情報収集を行う。 3 社会福祉施設、サービス事業所の被災状況把握を行う。 4 福祉避難所 高齢者施設 との連絡調整 福祉班と連携する。 5 福祉避難所、避難者（要配慮者）収容状況等一覧表を作成する。
第1 医療班	1 救護所の開設を行う。 2 医療関係機関との連絡調整を行う。 3 被災者の死亡、負傷状況の確認を行う。 4 医薬品、医療器材、防疫資器材の確保配分を行う。 5 救護活動に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 6 救護活動収容状況等一覧表を作成する。 7 災害救助法が適用された場合は「医療及び助産」に関する事務を行う。
供給班	1 避難が長期に及ぶ場合、食糧及び衣料等生活必需品等の確保供給を行う。 2 商工業関係の被害調査を行う。 3 地域内輸送拠点の設置及び維持管理を行う。 4 地域内輸送拠点での救援物資等の管理及び分配並びに配達を行う。
農水班	1 排水路等のごみ類の除去、片付けを行う。 2 農業・漁業関係の被害調査を行う。
環境班	1 療班に対する防疫活動の協力を行う。 2 避難所等への仮設トイレの設置を行う。 3 へい獣の処理を行う。
土木施設管理班	1 各機関の実施した土木関係状況の収集取りまとめを行う。 2 災害による障害物の除去を行う。 3 土木関係施設の応急復旧を行う。 4 道路、橋りょう等の防ぎよ措置を行う。 5 災害救助法「障害物の除去」に関する事務を行う。
消防班	1 災害の拡大防止、鎮圧活動を行う。 2 人命の捜索並びに救出活動を行う。 3 行方不明者の捜索活動を行う。 4 救出に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 5 救出状況及び救出者の状況等一覧表を作成する。

ウ 現地本部及び事務局の配置図

(現地本部 (碧南市役所会議室 1))



(碧南市災害対策本部 (碧南市役所会議室 4・5))



2 現地本部の活動

(1) 情報の収集・伝達

ア 情報の収集

(ア) 災害発生事業所からの通報

災害発生事業所は現地本部へ災害の状況、応急対策の実施状況等を逐次報告するものとする。

(イ) 防災関係機関からの収集

防災関係機関は現地本部へ自機関の実施した応急対策の実施状況等を逐次報告するものとする。

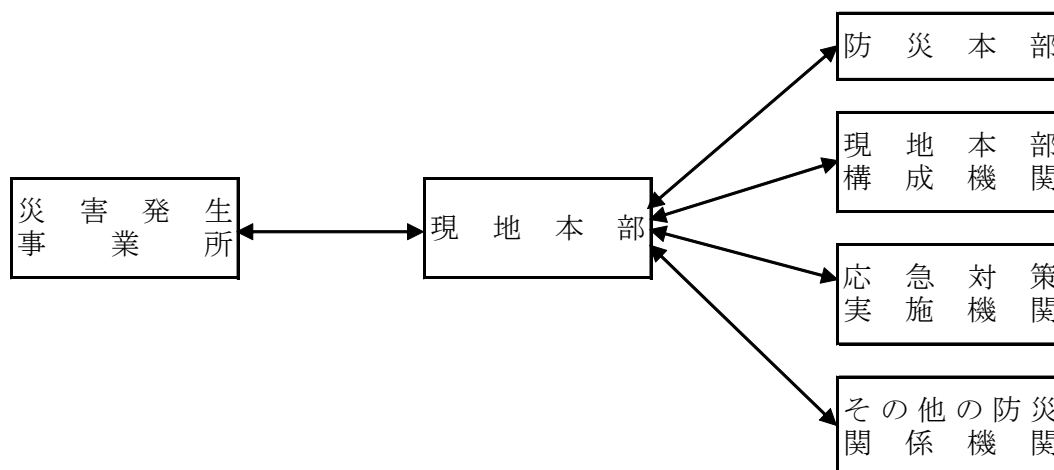
イ 防災本部への報告

現地本部長は、総論編第5章第2節「災害情報の収集及び伝達」に定めるところにより収集、取りまとめた資料を防災本部事務局へ報告するものとする。

ウ 防災関係機関への伝達

碧南市災害対策本部は、他の防災関係機関が行う災害応急対策に必要な情報を提供するものとする。

エ 現地本部設置時における情報の収集伝達系統図は次のとおりとする。



(2) 活動体制の調整

現地本部は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため防災関係機関の実施する活動を調整するものとする。

(3) 応援要請

現地本部長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、防災本部長に対して応援要請を行うものとする。

3 現地本部の設置及び廃止

(1) 設置場所

現地本部の設置場所は、原則として次の場所とする。ただし防災活動の円滑な実施及び災害の状況の総合的把握を円滑にするため必要な場合は、現地本部長の判断により適当と認める場所とすることができる。

現 地 本 部 設 置 場 所	事 務 局 （ 主 管 課 ）	電 話 番 号 （ 内 線 ）
碧 南 市 役 所	市 民 協 働 部 防 災 課	0566-41-3311 内線 (231)

(2) 現地本部の表示

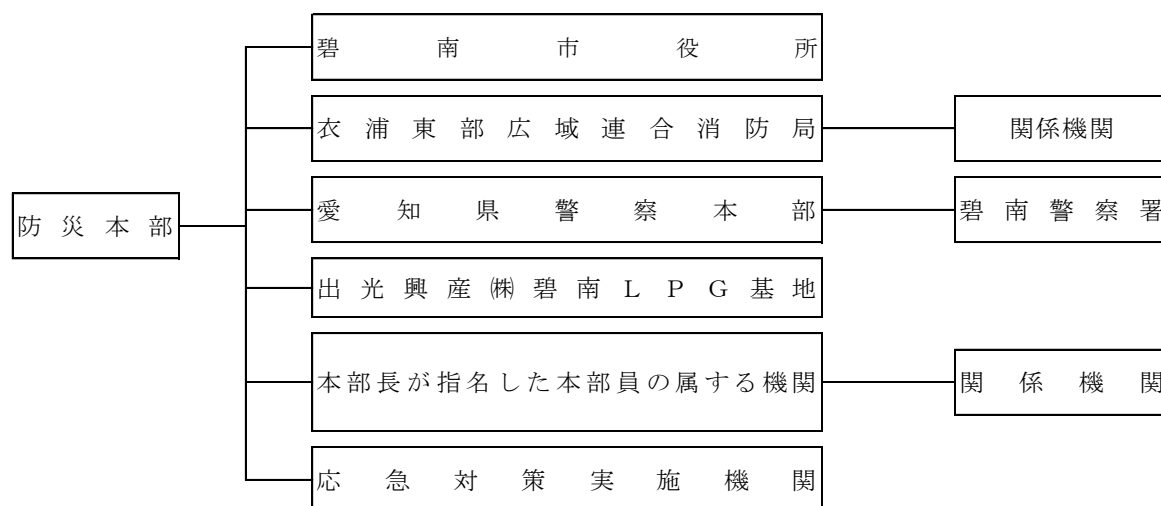
現地本部の標識は、現地本部が設置された市役所又はその他の場所の正面玄関等に掲示する。

(3) 設置及び廃止の通知

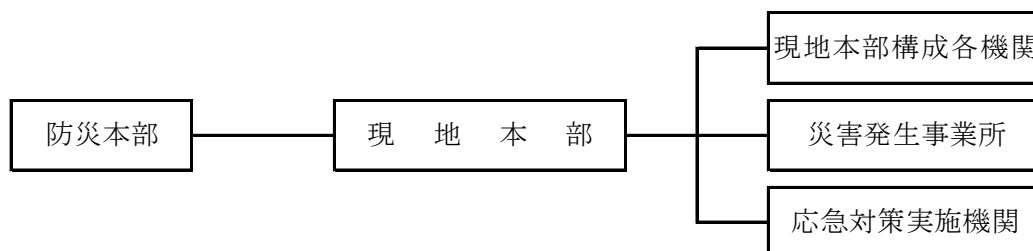
ア 防災本部の行う通知

設置及び廃止の通知は、次に定めるところにより行い、現地本部設置場所及び設置若しくは廃止日時を通知する。

(設置の場合)



(廃止の場合)



第2 事業所における防災体制

1 自衛防災組織

(1) 防災管理者及び副防災管理者

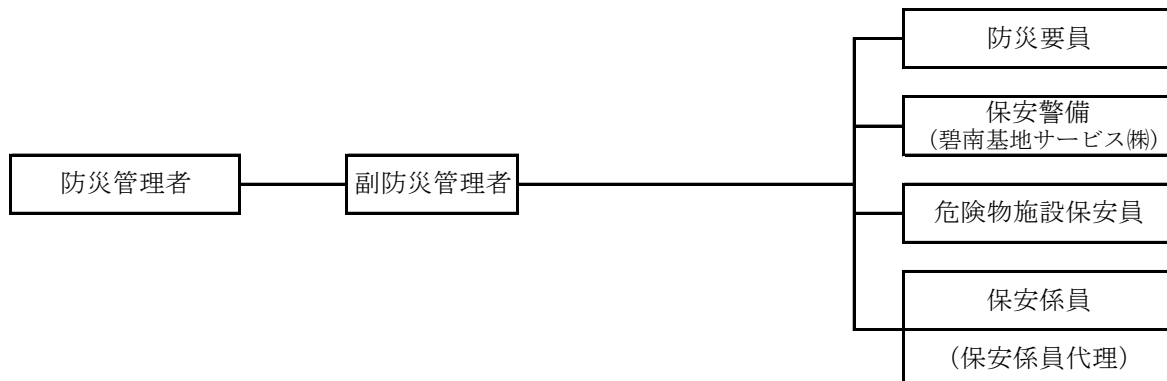
記号	事業所名	防災管理者	副防災管理者
ア	出光興産(株)碧南LPG基地	所長	管理課長 他11名
イ	(株)JERA 碧南火力発電所	所長	副所長 他15名
ウ	トヨタ自動車(株)衣浦工場	ユニット工務部 総務室衣浦G主幹	
エ	衣浦ユーティリティー(株)	取締役	

(2) 組織図及び各班の所掌事務

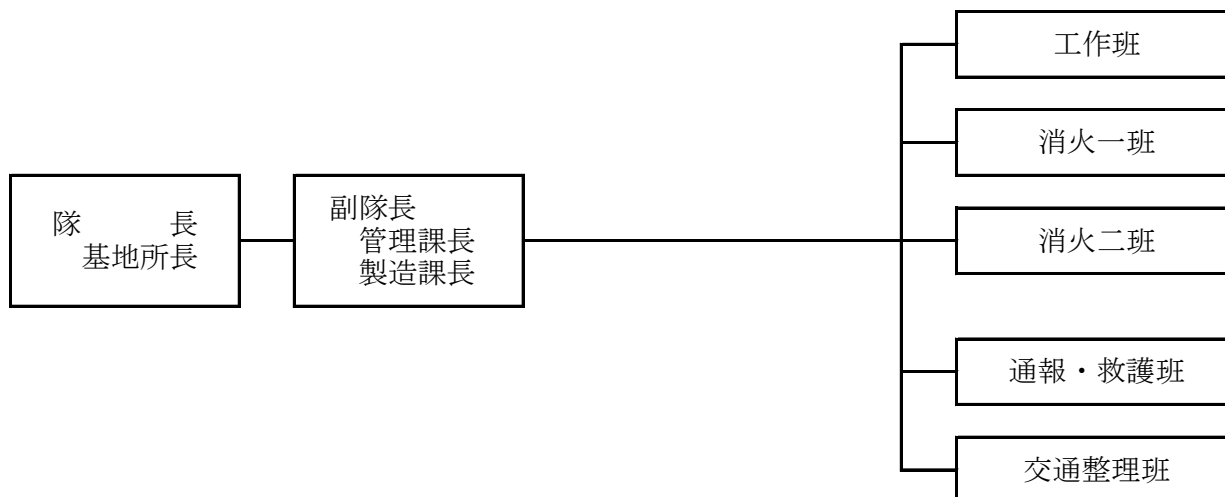
ア 出光興産(株)碧南LPG基地

(ア) 組織図

(平常時)



(非常時)



(イ) 各班の所掌事務

班 名	所 掌 事 務
隊 長	自衛消防隊を常に掌握し統括する。非常時は部員を指揮統括する。
副 隊 長	隊長を補佐し隊長不在時の代行を行う。非常時には伝令を指揮し確実な状況を収集し、指示を伝達する。
交 通 整 理 班	入出門の警戒、交通整理及び消防車等の誘導に当たる。
通 報 ・ 救 護 班	消防署、官公庁、隣接企業へ通報する。地元への広報を行う。社内へ通報する。災害状況の収集及び記録整理を行う。 負傷者の応急措置及び救急車の手配を行う。
消 火 一 班 消 火 二 班	消火ポンプ始動指示を行う。防災設備による散水冷却消火、消火器による消火、普通消防ポンプ自動車による消火等を選択して行う。漏洩箇所の応急処置を行う。
工 作 班	非常時電源の処置、諸機器の防護を行う。消火班へ状況の伝達、指示等を行う。漏洩箇所の応急処理を行う。施設点検等を行う。

イ (株)JERA 碧南火力発電所

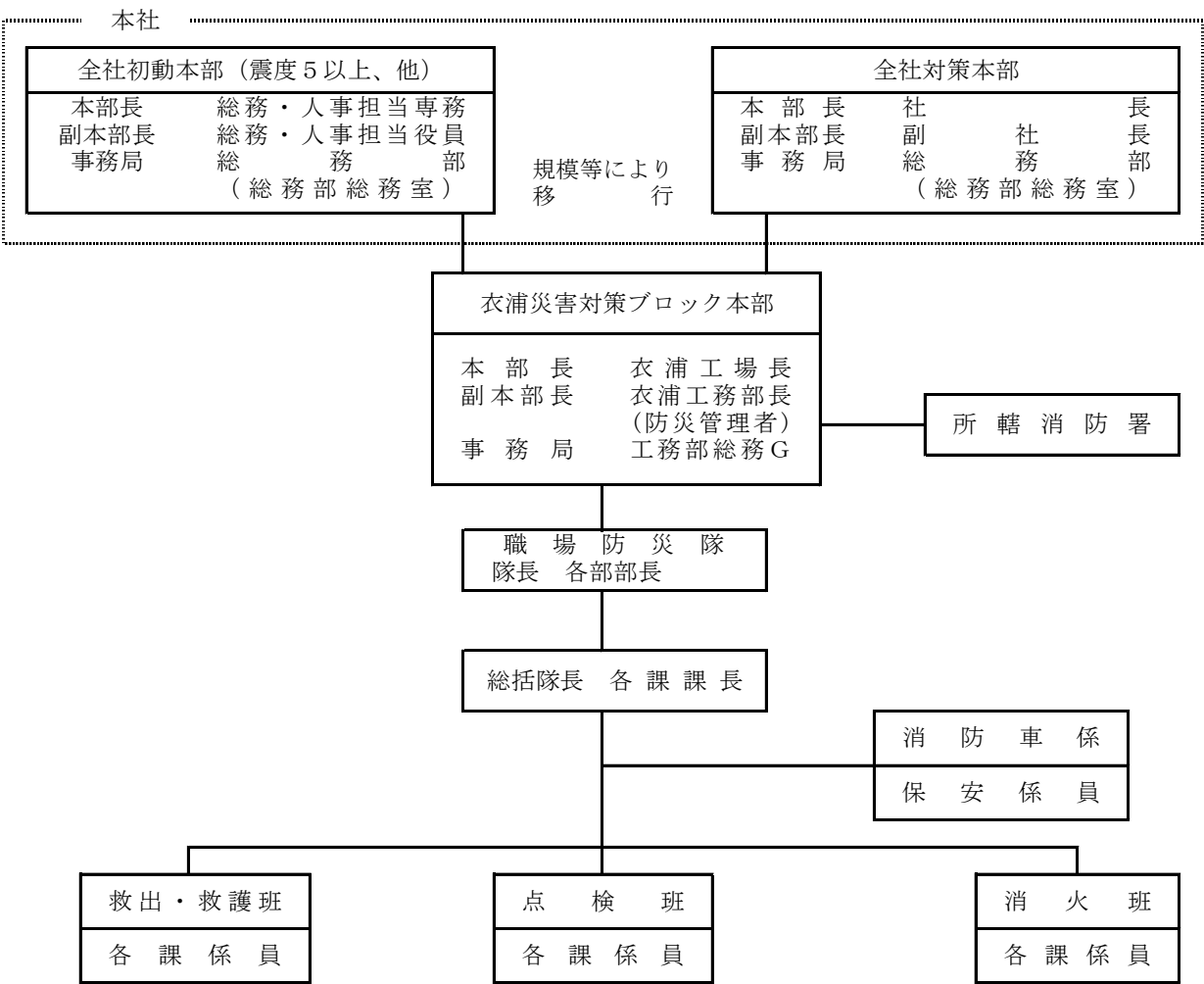
(ア) 組織図

【防災管理者】 所長 【副防災管理者】 副所長 専門(専任) 部長・ 課長 運転ユニット長	班名	班 長	副 班 長		担 当
	本 部 班	管理ユニット長	本部対応	技術系課長代理	管理ユニット 性能技術ユニット 環境化学課長代理
			支援・安否 確認対応	総務系課長代理	管理ユニット
	復 旧 班	【復旧発電班】 性能技術ユニット長	運営・燃料技術ユニット長		発電系ユニット 中部プラント
		【復旧電気班】 計装制御保全ユニット長	電気保全ユニット長		電気系ユニット 中部プラント
		【復旧機械班】 ボイラ保全ユニット長	タービン保全ユニット長		機械系ユニット 中部プラント
		【復旧テクノ中部班】 テクノ中部所長	テクノ中部 副所長		テクノ中部
【復旧中部プラント班】 中部プラント 運転管理課長		中部プラント 排脱設備G副長		中部プラント 運転管理課	
防 災 要 員 陸上：中電防災(株) 海上：(株)テクノ中部					
中部電力パワーグリッド(株)岡崎支社出向所員					

(イ) 各班の所掌事務

班名等		主な所掌事務
本 部 班	本 部 対 応	(1) 本部の設営 (2) 情報収集 (3) 被災状況把握 (4) 対外通報連絡 (5) 報道関係・広報 (6) 通話制限
	支援・安否確認対応	(1) 車両・資機材の確保 (2) 避難誘導 (3) 食料・衣料・救急対策 (4) 保安警備の応援 (5) 消火活動の支援
復 旧 班		(1) 予防対策・応急対策・復旧対策 (2) 初期消火活動 (3) 漏油拡散防止
防 災 要 員		(1) 消防車による消火活動 (2) 入出門管理 (3) オイルフェンス展張 (4) 漏油拡散防止 (5) 油回収作業
中部電力パワーグリッド(株) 岡崎支社出向所員		変電所構内における予防対策・応急対策・復旧対策の実施

ウ トヨタ自動車(株)衣浦工場
(ア) 組織図



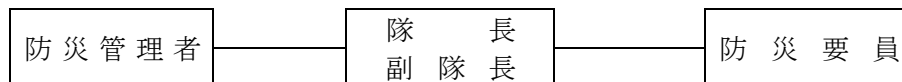
(イ) 各班の所掌業務

総括隊長	関係部署との連絡及び従業員の避難・誘導・点呼を行う。
救出・救護係	負傷者の救出と応急処置を行う。
点検班	危険物施設の点検及び出火、爆発防止措置を行う。
消火班	消火器及び消火栓で初期消火を行う。
消防車係	普通消防自動車による消火活動を行う。

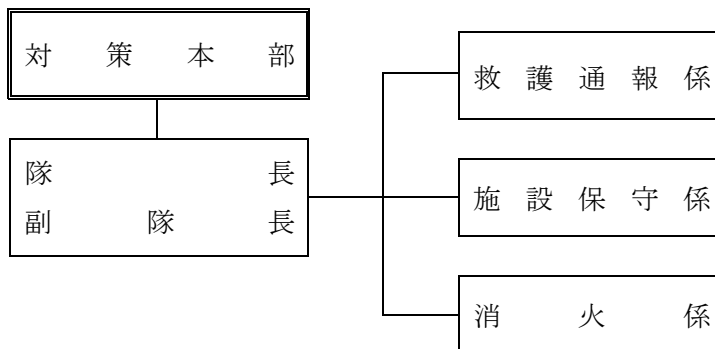
エ 衣浦ユーティリティー(株)

(ア) 組織図

(平常時)



(地震対策および災害時)



(イ) 所掌区分

自衛防災隊の各所掌は次のとおりとする。

- (1) 防災要員は、防災施設・資機材の整備点検を行い、それを記録し、これら書類を保存する。
- (2) 救護通報係は、従業員・家族の安否確認、負傷者の収容、情報の収集・伝達並びに事務処理を行う。
- (3) 施設保守係は、建物、機械装置、施設等の保守運転を行う。
- (4) 消火係は、出動して放水し、消火および類焼の防止等災害の鎮圧を行う。

2 協議会

- (1) 組織名 碧南市臨海工業地帯防災連絡協議会
- (2) 設置 昭和50年4月1日
- (3) 構成事業所 133社

第3 応援協力体制

碧南市と他機関との協定

協 定 名	協 定 機 関	協定年月日
西三河地区消防相互応援協定	岡崎市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町、みよし市、衣浦東部広域連合、尾三消防組合	平成19年4月1日
愛知県内広域消防相互応援協定	愛知県 24市2町8組合	平成15年4月1日
碧南市臨海工業地帯における碧南市および事業所間の防災相互援助協定	臨海工業地帯進出事業所 133社	昭和50年4月1日
碧南市流出油事故対策に伴う碧南市と資機材保有者の相互使用協定	市内資機材保有事業所 10団体	昭和51年7月1日
愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県、38市14町2村8組合	令和4年4月1日
石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	全国56市町	平成23年7月12日

第2節 通報連絡体制

第1 通報系統

1 非常通報の通報系統

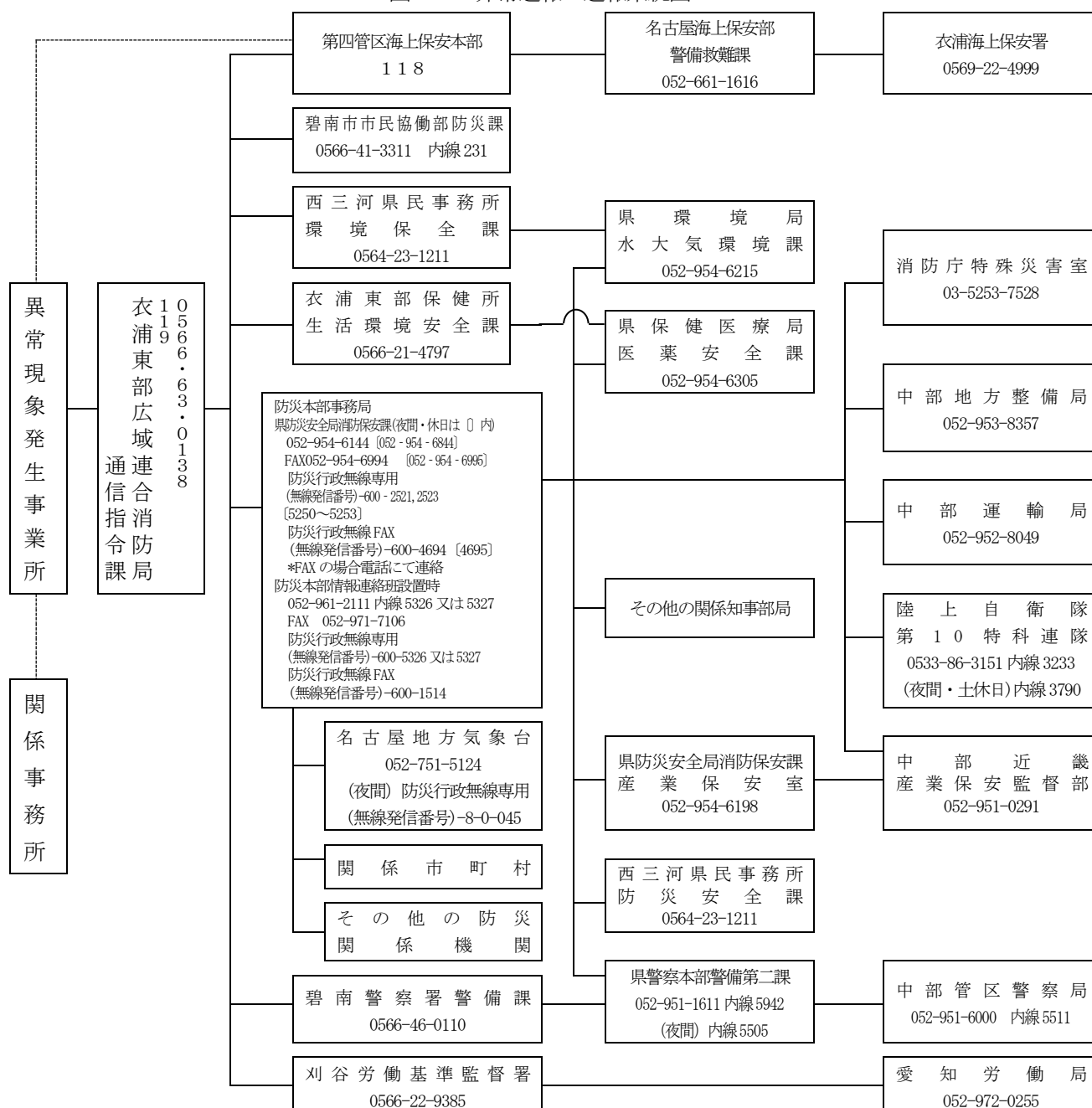
(1) 異常現象発生事業所は、法第23条第1項に基づき消防署に通報するほか、関係事業所に連絡する。

なお、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部救難課運用司令センター（118）にも通報するものとする。

(2) 消防指令室は、特定事業所から前項の通報を受けた場合は、速やかに総論編掲載の即報要領が規定する「第2号様式（特定の事故）」により図-2「非常通報の通報系統図」に示された関係機関に通報する。

なお、第1報通報後通報内容に変動が生じた場合は、適宜第2報以降を通報するものとする。

図-2 非常通報の通報系統図



表－３ 衣浦東部広域連合消防局の態様別非常通報先一覧

施設	現象	愛知県 消防保 安課	碧 南 警察署	衣 浦 海 上 保 安 部	衣 浦 東 部 保 健 所	西 三 河 県民事務所 環境保全課	刈 谷 労 働 基 準 監 督 署
危険物	小規模な異常現象（事業所内で止るもので 労務災害を伴わないもの）	○	○				労働災害を 伴うもの及 びボイラー 施設の異常 現象は通報
	上記以外 の異常現 象	○	○	○	○	○	
	その他	○	○				
ガス	すべての異常現象で労務災害を伴わないもの	○	○	(○) ※			
	すべての異常現象で労務災害を伴うもの	○	○	(○) ※			○
毒物及び劇物	消防法に定める危険物施設に係るすべての 異常現象	危険物施設の例による			○	(○)	危険物施設 の例による
	高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法 の規則をうけるガス施設の異常現象	ガス施設の例による			○	○	ガス施設の 例による
	その他の 毒劇物	○	○	(○) ※	○	○	
	すべての異常現象で労務災害を伴 うもの	○	○	(○) ※	○	○	○
ばい煙	大気汚染防止法に定めるばい煙又は特定物質 が大気中に大量に排出	○	○	(○) ※	○	○	
その他	すべての火災	○	○				

※ 海上に災害が波及するおそれのある場合 通報

２ 気象情報等の伝達系統

気象情報等は次に定めるところにより、住民、特定事業所、船舶等に伝達するものとする。

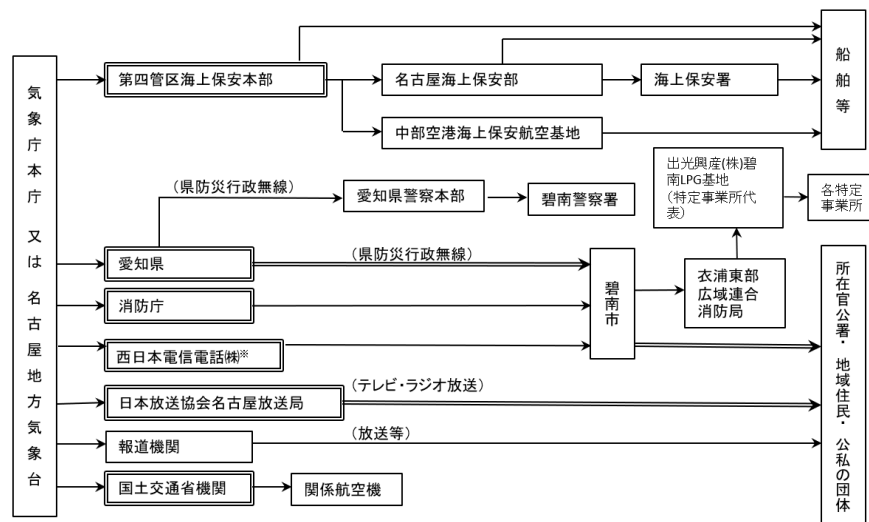
（１）気象情報等の種類

大雨特別警報、暴風特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報、大雨警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報

（２）伝達系統

気象情報等の伝達系統は次のとおりとする。

大雨特別警報・暴風特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報・大雨警報・
暴風警報・波浪警報・高潮警報の伝達系統図

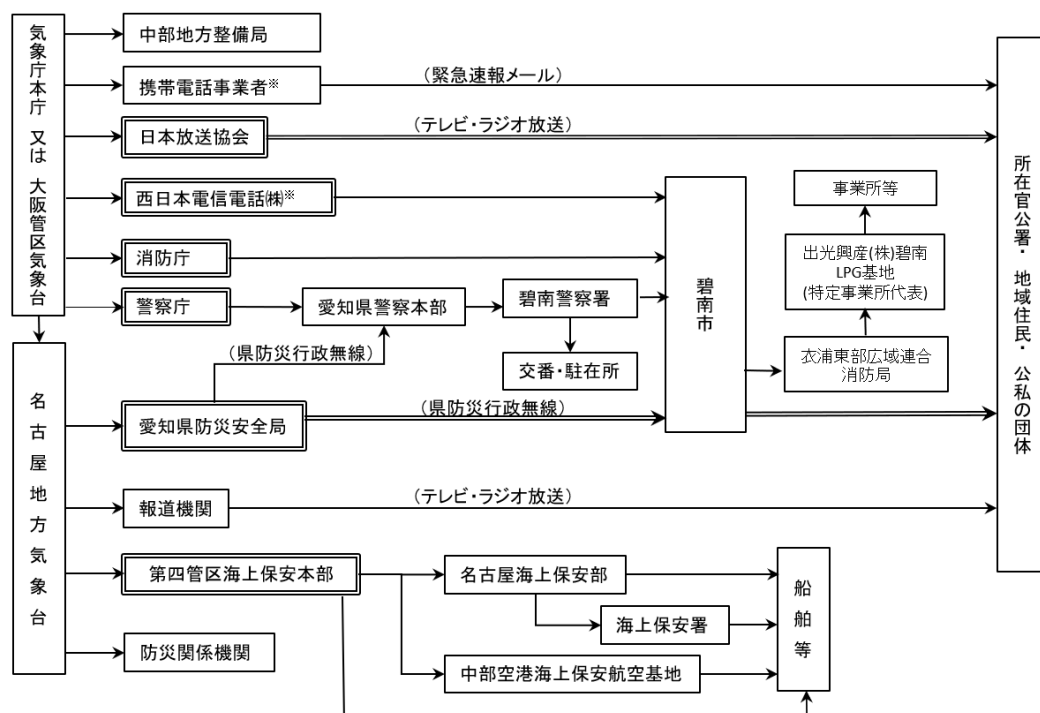


※気象庁から西日本電信電話には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

津波警報等の伝達系統図



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第2 情報の収集及び伝達

1 収集及び伝達の方法

(1) 特定事業所

発生した災害の状況及びその実施した応急措置の概要等について、総論編掲載の即報要領が規定する「第2号様式(特定の事故)」により、衣浦東部広域連合消防局(現地本部が設置されている場合は、碧南市災害対策本部)へ報告する。

(2) 衣浦東部広域連合消防局

災害発生事業所からの情報及び自ら収集した情報を第1「通報系統」の図-2「非常通報の通報系統図」により関係機関(現地本部が設置されている場合は同本部)に伝達する。

(3) その他の防災関係機関

各防災関係機関は、所掌する防災活動の内容等の情報収集に努め収集した情報を防災本部等に伝達する。

2 情報の伝達時期及び内容

(1) 災害発生の直後

災害応急対策の実施状況と今後の実施予定

(2) 災害応急対策の実施中

- ア 災害の状況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 今後予想される災害の態様
- エ 今後必要とされる対策
- オ 各機関の応急対策の調整を必要とする事項
- カ その他必要な事項

(3) 災害応急対策の完了後

災害応急対策状況の全般に関する事項

3 通信手段の確保

災害における通信連絡は、有線電話、無線電話等のうち、最も迅速な方法を活用するものとし、方法等については、碧南市地域防災計画(風水害対策計画)第3編第2章第1節を準用する。

4 災害報告書の提出

(1) 特定事業所の通報義務者は、当該特定事業所における事故について、総論編掲載の様式1「石油コンビナート等災害防止法関係事故報告書」(正本1通、副本2通)により、事故発生から10日以内に市長に報告するものとする。

(2) (1)による報告書の提出を受けた市長は、副本1通を(3)に定める事故報告に添付して県に提出するものとする。この場合、次の事項に関する意見等を添付する。

ア 現行法令、基準等に関する意見

イ 実験研究を要すると思われる事項

ウ 経済産業省、総務省消防庁に対する要望

エ その他市長が必要と認めた事項

(3) 市長は、特定事業所における事故について、総論編掲載の様式2「事故報告」を事故発生月の翌月の15日までに防災本部事務局長宛てに提出するものとする。

第3 災害広報

1 実施機関

(1) 災害発生事業所

(2) 碧南市、衣浦東部広域連合消防局

(3) 防災関係機関

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

災害発生事業所は、災害が拡大し付近に被害を及ぼすおそれがある場合は、現地本部等に通報するとともに、広報班を編成し特定事業所所有の広報車等を利用して、地域住民に対し広報活動を実施するものとする。

(2) 市及び消防局の措置

災害発生事業所等から通報を受け、特別防災区域周辺住民に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断する場合は広報車、有線放送の利用及び報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、インターネット等あらゆる広報媒体を利用して迅速かつ適切な広報を行うものとする。

(3) 防災関係機関の措置

防災関係機関は、それぞれ得た情報及び関係機関から得た情報を必要に応じ、所有の広報手段をもって地域住民等に周知するものとする。

第3節 救 出 救 護

1 実施機関

区 分	機 関 名
救 出	1 衣浦東部広域連合消防局 2 県警察（碧南警察署） 3 衣浦海上保安署
救 急 搬 送	1 衣浦東部広域連合消防局 2 県警察（碧南警察署） 3 衣浦海上保安署
医 療 救 護	1 碧南市 2 碧南市医師会 3 その他の防災関係機関及び特定事業所

2 実施内容

（1）市、消防局、県警察、衣浦海上保安署の措置

区 分	衣浦東部広域連合消防局	県警察（碧南警察署）	衣浦海上保安署
救 出	災害のため生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出し、その者を保護する。	市及び関係機関と緊密な連携のもとに被災者の救出を行う。	市及び県警察と連携して被災者の救出を行う。
救 急 搬 送	傷病者に対して応急手当を施した後、救急車等により医療機関へ搬送する。	負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する。	救出した被災者のうち、負傷者等医療救護を要する者については、市及び県警察と緊密な連携のもとに医療機関（医療救護所を含む）に収容する。
医 療 救 護	避難場所及び災害現場において傷病者に対して応急医療を実施するとともに必要に応じ医療救護所を開設する。医療救護の実施が困難な場合は、他の市町村又は県、その他の防災関係機関に対して応援の要請を行う。		医療機関等により応援の要請を受けた衣浦海上保安署は、積極的にその業務に協力する。

(2) その他防災関係機関及び特定事業所等の措置

ア 県は、市から要請があった場合、災害対策本部の指示により、必要な医療救護班の編成を災害拠点病院、日本赤十字社愛知県支部及び県医師会に要請し、出動する。

さらに、医療及び助産の確保を必要とする場合は、自衛隊、国立病院機構又は他県に対して応援を要請する。

イ 日本赤十字社愛知県支部、県医師会及び国立病院機構は、県から応援要請を受けたとき、又は必要があると認めるときは、必要な医療救護を実施する。

ウ 特定事業所等は、応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

第4節 避難

1 実施機関

- (1) 碧南市、衣浦東部広域連合消防局
- (2) 県警察（碧南警察署）
- (3) 衣浦海上保安署

2 実施内容

(1) 市及び消防局の措置

災害により危険が切迫し、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要が認められるときは、危険区域の居住者に対して、市長は避難のための立退きを指示するものとする。

なお避難場所一覧表は表－４、避難路及び緊急輸送路図は図－３のとおりとする。

また、救出・救護班は、避難者を収容した場合は、住所、氏名、性別、年齢、収容所名等を記録し、現地本部等へ報告するものとする。

(2) 県警察（碧南警察署）の措置

ア 避難の指示

(ア) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合で、特にその必要があると認められる事態において、市長が立退きを指示することができないと認めるとき又は市長からの要求があったときは、自ら立退きを指示する。なお、この措置をとったときは、直ちに市長に通知する。

(イ) 災害で危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その場の危害を避けるために、避難させる等必要な措置をとる。

イ 避難の誘導

避難の誘導にあたっては、市と緊密な連絡のもとに現場の状況に応じ、交通規制を実施するなど、避難を容易にするように努め、可能な限り市の定める避難所に誘導する。

(3) 衣浦海上保安署の措置

ア 避難のため必要と認めるときは、現場周辺の海域における船舶の航行を制限し若しくは禁止する。
また、必要と認めるときは、巡視艇により避難の誘導を行う。

イ 市長又は防災本部長から応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

ウ 状況により、衣浦海上保安署長は、他部署からの派遣を要請する。

3 応援協力関係

市長は、必要に応じ、消防団、その他の防災関係機関に応援協力を要請するものとする。

表－４ 避難場所一覧表

施設名	所在地	収容可能 人員(名)	施設の構造	炊事 施設の 有無	寝 具 類 (式)	特別防 災区域 からの 距離 (m)	電話番号
南中学校体育館	碧南市春日町１－１	544	鉄筋２階	－	－	2,150	(0566)41－0991
大浜公民館	〃 中町１－53	93	鉄筋２階	有	－	1,300	42－1182
大浜小学校体育館	〃 浜田町１－１	588	鉄筋１階	－	－	900	41－0990
棚尾小学校体育館	〃 春日町１－５	581	鉄筋１階	－	－	2,500	41－0993
川口農業センター	〃 川口町１－24－２	136	鉄筋２階	－	－	1,800	42－9766
南部市民プラザ	〃 塩浜町７－135	579	鉄筋２階	－	－	1,300	42－8211
碧南市臨海体育館	〃 浜町２－３	869	鉄骨鉄筋３階	－	－	1,300	48－5311
前浜集落センター	〃 前浜町１－80	174	鉄筋２階	有	－	2,100	42－9616
棚尾公民館	〃 汐田町２－28	111	鉄筋４階	有	－	2,400	41－0892
棚尾ふれあい館	〃 棚尾本町５－35	74	鉄骨２階	有	－	2,500	46－4746

図一 3 避難路及び緊急輸送路図



第5節 警 戒 警 備

1 実施機関

- (1) 碧南市、衣浦東部広域連合消防局
- (2) 県警察（碧南警察署）
- (3) 衣浦海上保安署

2 実施内容

(1) 市及び消防局の措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特別防災区域及びその周辺における人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

また、警戒警備の実施にあたっては、関係警察署及び防災関係機関と協力をして行うものとする。

(2) 県警察（碧南警察署）の措置

ア 警察署長は、市長の要求があった場合、この要求に基づき、警戒区域を設定する。前記設定権者が現場にいないときは、災害の規模により、図－4「交通規制計画」の各第1次及び第2次規制区域を基準として、必要な警戒区域を設定する。

イ 警戒区域の設定にあたっては、地域住民の安全と関係機関の実施する救助活動等、応急措置の円滑を図るように努める。

ウ 警戒線は、立看板、ロープ、赤旗、赤色燈等の資機材を活用して設定し、住民に徹底する。

エ 警戒線及びその周辺には必要な要員を配置して立入禁止等の群衆整理を行う。

オ 警戒区域内及びその周辺の警らを強化し、危険防止と各種犯罪の予防取締りを行う。

(3) 衣浦海上保安署の措置

衣浦海上保安署長は、災害の発生又は発生するおそれがある海域及びその周辺海域のうち、船舶交通の安全確保並びに災害応急対策上必要と認める海域を警戒区域に設定する。

なお、状況により、衣浦海上保安署長は他部署からの派遣を要請する。

第6節 緊 急 輸 送

1 実施機関

- (1) 碧南市、衣浦東部広域連合消防局
- (2) 衣浦海上保安署
- (3) その他の防災関係機関及び特定事業所

2 実施内容

(1) 市及び消防局の措置

ア 市及び消防局は、被災者の避難及び災害応急対策用資機材等の確保を期するため、車両、船艇等を確保し、これを有効適切に利用し、各作業の万全を期するものとする。

イ 緊急輸送の必要が生じた場合は、図－3「避難路及び緊急輸送路図」に定める緊急輸送路等により、最も適切な方法で、輸送するものとする、

(2) 衣浦海上保安署の措置

衣浦海上保安署は、巡視艇により災害対策要員及び必要資機材の輸送に当たる。なお、状況により衣浦海上保安署長は、他部署からの派遣を要請する。

(3) その他の防災関係機関及び特定事業所の措置

その他の防災関係機関及び特定事業所は、緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、緊急輸送の実施及び輸送力の確保に関し、必要な措置を講ずる。

3 応援協力関係

- (1) 輸送力に不足を生じた場合は、県、関係防災機関、事業所等に対し、応援を要請するものとする。
- (2) 応援の要請を受けた機関はこれに積極的に協力するものとする。

第7節 交 通 規 制

1 実施機関

- (1) 道路管理者
- (2) 県警察（碧南警察署等）
- (3) 衣浦海上保安署

2 実施内容

(1) 道路管理者の措置

道路管理者は、道路の破損、欠壊等により交通が危険であると認められる場合又は工事のためやむを得ないと認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 県警察（碧南警察署等）の措置

ア 規制の方法

県警察（碧南警察署等）は、発生した災害の規模に応じ、図－4「交通規制計画」により、必要な交通規制を実施する。

イ 標識の設置

交通規制を行う場合は、必要なところに規制内容を表示した標識を設置する。ただし緊急を要するため標識の設置が困難なときは、現場警察官の指示、その他適宜の方法により、通行の禁止、制限等の規制を実施したことを明示する。

ウ 広報

交通規制の広報については、立看板、案内板、広報車等の活用を図るほか、ラジオ、テレビ等の積極的な協力を得て実施する。

(3) 衣浦海上保安署の措置

ア 規制の方法

衣浦海上保安署長は、災害発生海域及びその周辺海域における船舶交通の安全を確保するため必要があるときは、危険海域を設定し、危険海域内の船舶に対し、その海域からの撤去を、あるいはその海域に進入してくる船舶の進入禁止等を命ずる。

また、災害応急対策活動の遂行上、支障のある海域を、航泊禁止区域とするほか、付近船舶に対し、う回航路を設定、又は速力制限を行い、防災活動を阻害しないよう措置する。

イ 標識の設置

交通規制海域を明示するため、浮標等の標識を設置する。

ウ 広報

交通規制海域を設定した場合、現場においては巡視船艇により、航行船舶等に周知するとともに、その旨を緊急通信、安全通信、港長公示等によるほか、報道関係への協力要請により周知徹底する。

図－4 交通規制計画

凡 例

記号	内容
	特 別 防 災 区 域
	緊 急 交 通 路
	規 制 路 線 及 び 番 号
	規 制 地 域
	要 員 配 置 地 点 及 び 番 号 規 制 地 点 整 理 地 点
	う 回 路
	警 察 署

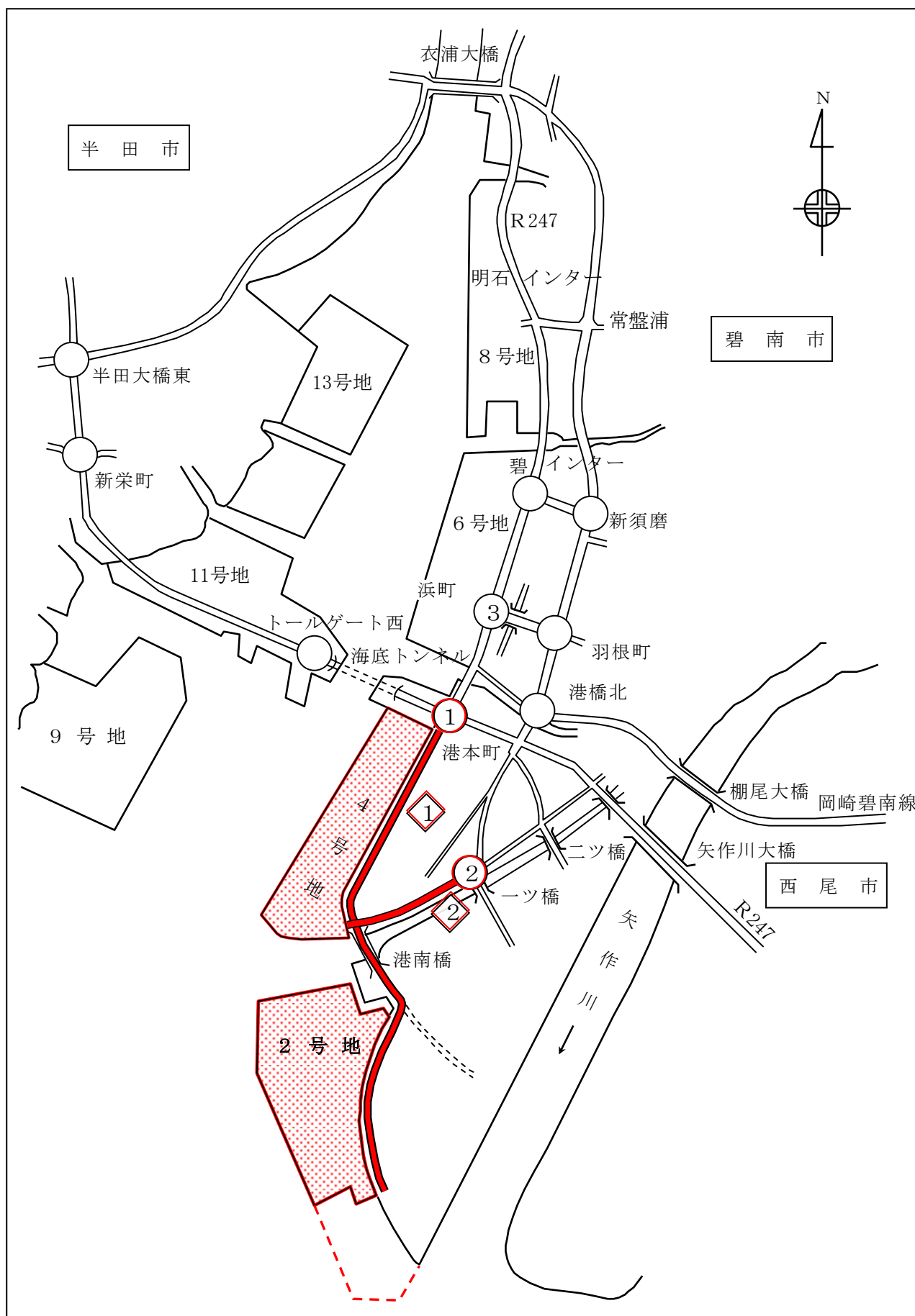
規制の区分

区 分	内 容
第1次規制	事故発生直後において実施する。
第2次規制	災害の規模、交通の混雑状況等に応じ、 規制路線（地域）を拡大強化する。

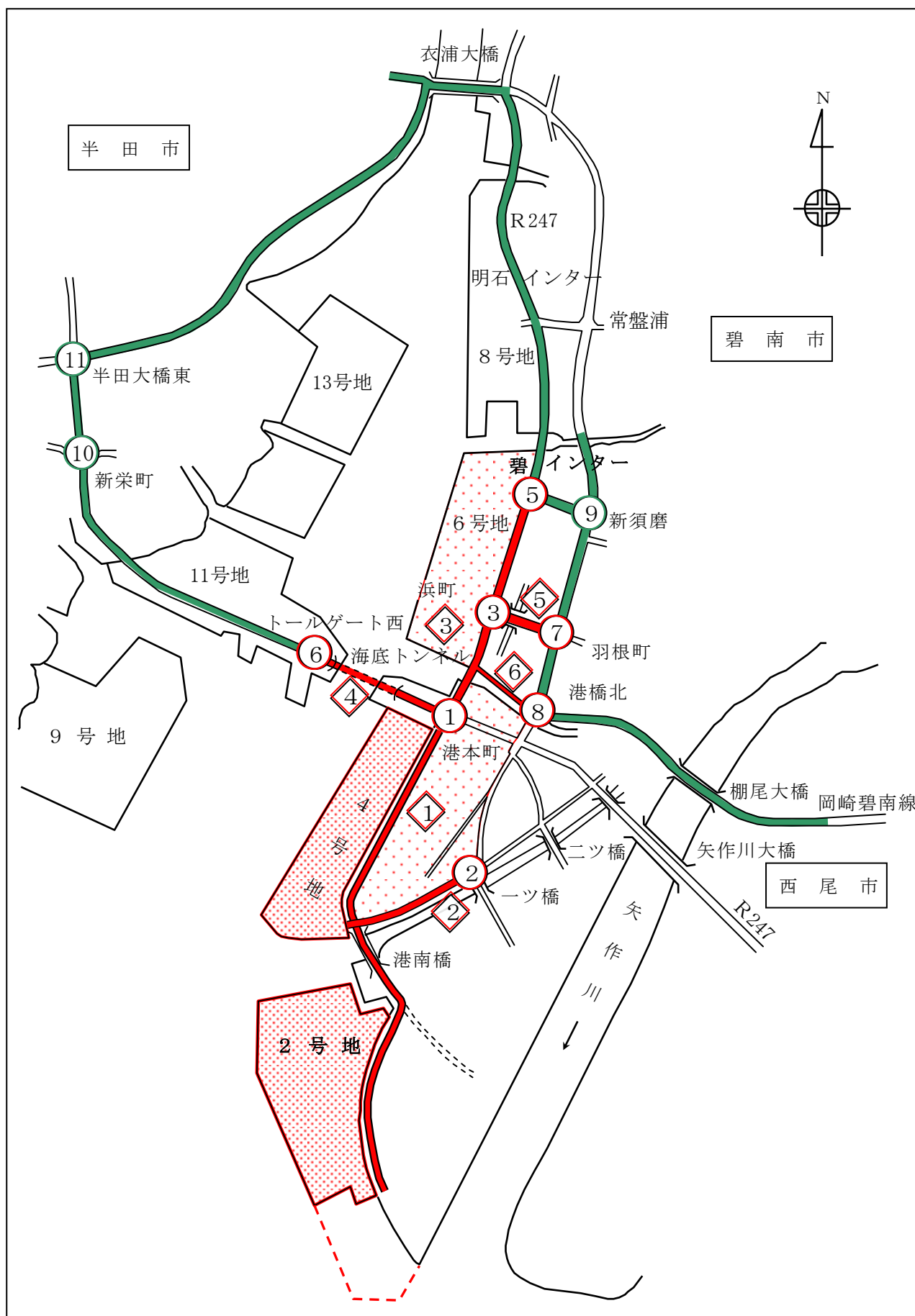
碧南市の交通規制計画

区域別 区分 規制別			交通規制路線（区域）				要員配置地点			
			番号	路線名	区間	距離	番号	署別	地点（交差点）名	規制内容
衣 浦 地 区	碧 南 市 二 号 ・ 四 号	第 1 次 規 制	①	㊦港南1号線	港本町～2号地	4.2 km	①	碧南	港本町	南進禁止
			②	㊦蜷川右岸線	一ツ橋北詰～港南橋北詰	1.1 km	②	〃	一ツ橋北詰	南西進禁止
							③	〃	浜町	優先通行の確保及び一般車両の整理誘導
							④	〃	その他主要地点	規制路線における一般車両の通行禁止その他整理誘導
		第 2 次 規 制	③	㊦247号	碧インター～港本町	2.3 km	⑤	碧南	碧インター	南進禁止
			④	㊦碧南半田常滑線	トールゲート西～港本町	2.0 km	⑥	半田	トールゲート西	東進禁止
			⑤				⑦	碧南	羽根町	西進禁止
			⑥				⑧	〃	港橋北	西進及び南進禁止
				㊦中松線浜町線	羽根町～浜町	0.3 km	⑨	〃	新須磨	緊急通行車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導
							⑩	半田	新栄町	
				㊦大浜港線	港橋北～港大浜橋	0.5 km	⑪	〃	半田大橋	
							⑫	碧南半田	その他主要地点	規制路線における一般車両の通行禁止その他整理誘導

碧南市交通規制図（第1次）



碧南市交通規制図（第2次）



第8節 災害別応急対策

第1 屋外タンク貯蔵所における災害

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 碧南市、衣浦東部広域連合消防局

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 屋外貯蔵タンクに漏洩、火災その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

(ア) 一般的な措置

- a 危険物の漏洩、火災及び爆発等が発生するおそれがある事態が生じたときは、取扱作業（機器等の運転を含む）を停止し、直ちに構内緊急通報を発する。
- b 危険物の漏洩、火災及び爆発等の事態が生じたときは、直ちに構内及び消防機関に通報するとともに、所有の消火設備を活用し、災害発生現場の従業員は、災害の拡大防止及び消火活動に従事する。
- c 自衛防災組織及び共同防災組織の消防隊は、定められた指揮者の指揮のもとに、それぞれの分担任務に従って消火活動を実施する。
- d 付近住民に被害が及ぶおそれがある場合は、付近住民に広報を行う。

(イ) 漏洩の場合の措置

- a 直ちに漏洩箇所の応急措置を講ずる。
- b 引火の危険性があるので、応急作業を行う前は、火気、電気設備等を直ちに遮断する等の措置を講じ、必要に応じ、事前に可燃性ガスの測定を行う。

(ウ) 火災の場合の措置

- a 構内の従業員等は、全ての作業を中止し、各タンクの元バルブを閉鎖し、機器の運転を中止する。
- b 冷却注水及び冷却散水設備による散水により、隣接タンクへの延焼防止に努めながら、火災タンクの固定消火設備により一挙に泡消火液を注入し、消火する。
- c 隣接タンク、設備等の火災によりタンクが爆発する危険性がある場合は、急きょ安全な場所に退避する等の措置を講じる。

イ 地震が発生したときは、次の措置を講ずる。

- (ア) 震度4以上の地震が発生した場合は、緊急施設点検（一時点検）を行い、何らかの異常が認められた場合には、当該異常の内容を所在市町村（消防局（通信指令課）へ電話等により速やかに報告するものとする。）
- (イ) 危険物施設の取扱作業を迅速かつ安全に停止するとともに、施設、設備の被害を的確に把握し、可燃性ガス等による二次的被害を最小限に食い止める。
- (ウ) 油槽、配管、バルブ等の破損による漏洩、流出の場合は、直ちに漏洩、破損箇所等の点検を行い、必要に応じ応急措置を講じる。

火災の種類	出動体制	機関名 (部隊名)	人員	資機材
火災	全体制	出光興産(株)碧南LPG基地	16人	普通消防自動車 (粉末消火設備 500 kg積載) 1台
		トヨタ自動車(株) 衣浦工場	16	普通消防自動車 1台
		衣浦ユーティリティ(株)	20	普通消防自動車 1台
		(株)JERA 碧南火力発電所	149	大型化学消防車 1台 大型高所放水車 1台 泡消火薬剤 (3%型) 11,160ℓ

(2) 市、消防局の措置

災害の種別	出動体制	機関名	人員	防災資機材等	活動内容	備考
火災・漏洩・爆発	第1次	衣浦東部広域 連合消防局	41	消防車 5台 救助工作車 1台 はしご車 1台 化学車 2台 水槽車 1台 指揮調査車 1台 救急車 1台	1 消防及び人命救助活動を行う。 2 災害情報の収集伝達を行う。 3 付近住民に対する災害広報を行う。 4 必要資機材の搬送を行う。 5 防災関係機関への出動要請を行う。 6 避難活動を行う。	必要により人員、資機材の調達を行う。
		碧南市消防団 (地元分団)	23	消防車 1台 小型ポンプ積載車 1台		
	第2次	衣浦東部広域 連合消防局	8	消防車 2台		
		碧南市消防団 (隣接分団)	21	消防車 1台 小型ポンプ積載車 1台		
	第3次	衣浦東部広域 連合消防局	8	消防車 2台		
		碧南市消防団 (その他の分団)	62	消防車 3台 小型ポンプ積載車 3台		

第2 LPガス貯蔵所及びLPガス等タンクローリーにおける災害

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 碧南市、衣浦東部広域連合消防局

2 実施内容

- (1) 災害発生事業所の措置

災害の種類	事業所名	出動人員	防災資機材等	活動内容
火災・漏洩・爆発	出光興産(株)碧南LPG基地	16人	普通消防自動車 (粉末消火設備 500 kg積載) 1台	1 漏洩、火災、爆発いずれの場合も全体制とし事故発生と同時に緊急通報連絡系統図に定める緊急通報を実施する。 2 事業所内におけるすべての作業の全面停止、緊急しや断弁の閉止を行う。 3 漏洩事故の場合は、事業所内の火気使用を禁止し、必要により電源のしや断及び隣接事業所に対して火気使用制限等を要請する。 4 二次災害（火災・爆発）発生防止体制を確立する。 (1) 構内に停止中のLPガス、危険物などの積載車両は早く安全な場所に退避させる。 (2) 自衛消防車など必要な防災資機材を緊急配備する。 (3) 防災関係者及び消防車等応援車両以外の入構を禁止する。 5 火災（爆発）事故の場合は、冷却散水を行い貯槽の損傷を防止するとともに他貯槽へ移充てん可能の場合は移充てんを行う。 6 なおガス漏洩防止措置ができない時は消火しない。 7 消火関係機関到着時における状況報告、誘導、助言等を行う。 8 火気警戒地区及び立入禁止区域の設定をガス報知機で測定して実施する。 (ガス漏洩時の危険限界想定距離については、別表「ガス漏洩時の危険限界想定距離 (M)」を参照する。)

(別表) ガス漏洩時の危険限界想定距離 (M)

漏洩箇所		流体名		漏洩量 T/H	危険限界想定距離 M (風速 1M/S)
		プロパン	ブタン		
1.	フランジ部				
1)	受入ライン 14B	○		3	22
2)	受入ライン 14B		○	3	23
2.	防液堤内に液が流出、堤外に拡散	○			150
3.	安全弁（地表面上、影響無し）				
1)	低温タンク 8B	○		8	29
2)	〃 8B		○	8	27
3)	球形タンク 8B×2	○		135	93
4)	〃 10B×2		○	104	104

- (2) 市、消防局の措置

本節第1「屋外タンク貯蔵所における災害」市、消防局の措置に準ずる。

第3 陸上施設からの海上流出油等

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 衣浦海上保安署
- (3) 碧南市、衣浦東部広域連合消防局

2 実施内容

- (1) 災害発生事業所の措置

事業所名	出動人員	防災資機材	活動内容
出光興産(株) 碧南LPG基地	16 人	油処理剤 630ℓ 油吸着材 350 kg	1 流出油等応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 2 オイルフェンスの展張等により、流出油等の拡大防止処置を行う。 3 流出油等回収作業を行う。 4 現場付近海域の警戒警備を行う。
トヨタ自動車(株) 衣浦工場	28	オイルフェンス 60m 油処理剤 36ℓ 油吸着材 195 kg	
衣浦ユーティリティ ティー(株)	20	オイルフェンス 360m 油処理剤 360ℓ 油吸着材 270 kg	
(株)JERA 碧南火力 発電所	83	オイルフェンス 1,080m 油処理剤 625ℓ 油吸着材 350 kg オイルフェンス展張船 1 隻	

(2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人 員	資 機 材	数 量	活 動 内 容
第四管区海上保安本部	5 人			1. 流出油等応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 2. 巡視船艇を出動させ、防災関係機関と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、流出油等の拡散防止に当たる。 3. 巡視船艇及び航空機により浮流油等調査並びに現場付近海域の警戒を行う。 4. 現場付近海域における船舶の航行制限又は禁止、及び移動命令等必要な措置を行うとともに付近海域における火気の制限又は禁止等の措置を講ずる。 5. 災害発生施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
(名古屋海上保安部)	115	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	640 m 6,120 ℓ 484 kg 1 式 1 式	
(衣浦海上保安署)	16	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材	220 m 270 ℓ 335 kg	
(三河海上保安署)	17	油処理剤 油吸着材	918 ℓ 170 kg	
〔中部空港海上保安航空基地〕	50	油処理剤 油吸着材	342 ℓ 69 kg	
(四日市海上保安部)	44	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット	1,000 m 6,600 ℓ 570 kg 1 式	
(鳥羽海上保安部)	78	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	140 m 4,572 ℓ 419 kg 1 式 2 式	
〔鳥羽海上保安部浜島分室〕	12	油処理剤 油吸着材	620 ℓ 103 kg	
(尾鷲海上保安部)	54	油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	2,214 ℓ 399 kg 1 式 1 式	
衣浦東部広域連合消防局	66	オイルフェンス 油吸着材 油処理剤	500 m 972 kg 1,017 ℓ	1. 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況を周知し、必要に応じて警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。 2. 沿岸漂着油の防除措置を講ずるとともに、地先海面の浮流油を巡視警戒する。 3. 事故貯油施設の管理者に対し、海上への油流出防止措置を指導する。
中部地方整備局	34	油回収船	2 隻	油回収船を出動させ、流出油の除去を行う。

第4 着陸船舶からの海上流出油等

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 衣浦海上保安署
- (3) 碧南市、衣浦東部広域連合消防局

2 実施内容

- (1) 災害発生事業所の措置

本節第3、陸上施設からの海上流出油等に準じた措置を行う。

- (2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人 員	資機材	数 量	活 動 内 容
衣 浦 海 上 保 安 署	本節第3. 2. (2)に同じ			1～4、本節第3. 2. (2)の1～4に同じ。 5 船体並びに流出油等の非常処分を行う。 6 災害発生船舶に対し、災害局限措置の指示を行う。
衣浦東部広域連合消防局	本節第3. 2. (2)に同じ			本節第3. 2. (2)に同じ

第5 海上火災

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 衣浦海上保安署
- (3) 碧南市、衣浦東部広域連合消防局

2 実施内容

- (1) 災害発生事業所の措置

ア 所有する防災船等により、必要な消火活動を実施する。

イ 消火活動上必要な資機材の確保及び輸送を行う。

(2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人 員	資 機 材	数 量	活 動 内 容
第四管区海上保安本部	5 人			1. 消火活動上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 2. 巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。 3. 現場付近海域における船舶の航行制限又は禁止、及び移動命令等必要な措置を行う。 4. 災害発生船舶又は施設に対し、局限措置の指示を行う。 5. 船体等の非常処分を行う。 6. 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火並びに他への波及防止に当たる。
（名古屋海上保安部）	115	泡消火薬剤 粉末消火薬剤	7,200 ℓ 2,000 kg	
（衣浦海上保安署）	16	泡消火薬剤	100 ℓ	
（三河海上保安署）	17	泡消火薬剤	500 ℓ	
〔中部空港海上保安 航 空 基 地〕	50	泡消火薬剤	180 ℓ	
（四日市海上保安部）	44	泡消火薬剤 粉末消火薬剤	13,400 ℓ 2,000 kg	
（鳥羽海上保安部）	78	泡消火薬剤	600 ℓ	
〔鳥羽海上保安部 浜 島 分 室〕	12	泡消火薬剤	420 ℓ	
（尾鷲海上保安部）	54	泡消火薬剤	2,200 ℓ	1. 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。 2. 消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び流出危険物の拡散防止活動を実施する。 消火活動等を実施するにあたっては、陸上への波及防止について十分に留意するものとする。 なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に綿密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。
衣浦東部広域連合消防局	66	泡消火薬剤	16,390 ℓ	